

第51回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

平成20年10月31日(金)

開催日及び場所	平成20年9月29日(月)農林水産省共用第6会議室		
委員	春田 浩司(社団法人役員) 秋山 哲一(大学教授) 南 一誠(大学教授)		
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年6月30日		
抽出案件	総件数 5件		(備考)
【工事】		【建設コンサルタント】	
一般競争	0件	公募型競争	0件
公募型指名競争	0件	簡易公募型競争	0件
工事希望型指名競争	0件	通常指名競争	1件
通常指名競争	4件	公募型プロポーザル	0件
随意契約	0件	簡易公募型プロポーザル	0件
変更契約	0件	随意契約	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容  〔これらに対し部長が講じた措置内容〕	なし  〔  〕		

事務局：農林水産省大臣官房経理課総務班

別紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(1件目の抽出工事関係) 指名競争：農林水産省公務員宿舍（新冠） 1ー4号棟外壁改修工事</p>	
<p>1 11者を指名して2者が廃業していたというのだが、規定では、何者指名しなければいけないこととなっているのか。</p>	<p>1 規定によれば、なるべく10者以上を指名することとなっている。</p>
<p>2 業者が廃業した場合、届け出をしないではならないはずであるが、指名業者が10者を下回ったことに問題はないのか。</p>	<p>2 指名業者が10者を下回ったとしても特に問題はない。本来、業者が廃業した場合には、自らが有資格者として登録している機関に取り下げの申請を行わなくてはならない。 今回のケースでは、廃業であるため、倒産した可能性が大であり、取り下げの申請など行えないのが実情ではないかと推測される。 このため、業者側から届け出がない限り、最新の有資格者名簿上では、現存している業者であると判断され、指名業者の一員として加えられることとなる。</p>
<p>3 入札に参加できないことが判明した時点で2者を追加指名することはできないのか。</p>	<p>3 指名通知書が返送された時点で再度電話確認を行い、廃業となったことを確認して、いまだ仮の期間、追加指名を行った場合、当日までの期間、すなわち積算が当該業者のみに短くなり、公正な競争にならないと考える。</p>
<p>4 絶対10者を指名しなくてはいけないというかどうか。</p>	<p>4 繰り返しになりますが、規定上はなるべく10者以上ということになっている。</p>
<p>5 築何年の建物なのか。全部で6棟あるが、毎年1棟ずつ外壁の塗り替え工事を順番にやっているように見受けられるが、例えば複数棟を同時に発注すると、経費などが下がる可能性もあるが、1棟だけ発注している理由は何か。</p>	<p>5 築年数について、詳細な年数は不明であるが昭和50年代と思われる。</p>
<p>6 4棟並んでいるが、1棟だけ外壁の塗装工事を行うのはなぜか。</p>	<p>6 予算の都合である。</p>
<p>7 まとめて発注した場合安くなる可能性もあるのか。</p>	<p>7 可能性は大である。</p>
<p>8 外壁の浮き上がったところを補修しているが、ここだけなのはなぜか。</p>	<p>8 昨年の報告によると、この階の継ぎ目に水が内部まで浸透し、箇所についてかなり劣化しているので、改修し、水抜き管をつけた。</p>
<p>9 技術的な話になるが、漏水ではなく、断熱面と躯体面の間の結露という可能性はな</p>	<p>9 実際には、早く完了しており、先週完成検査を行った。</p>

いか。これは外断熱工法で、一般的にこの箇所には内側に増張りしないとヒートブリッジになって結露する。今回補修されても、その原因を解決しないと、また、結露してはがれてくる可能性があるので、断熱材の張り方が外断熱の工法として必ずしも万全でないと思われる。また工事期間中であれば再検討してはどうか。

- 10 屋根の防水は今回補修していないのか。
- 11 屋根は劣化していないのか。
- 12 この図面は内部で書いたのか。

(2件目の抽出工事関係)  
指名競争：合同庁舎(本館) 事務室組織再編改修その他工事

- 1 資料中①の部分に、「見積を反映した積算となっており」と記述されているが、どのような方法で確認を行っているのか。
- 2 今回については、差違がなかったということか。
- 3 どの程度差違が生ずると問題があると判断するのか。
- 4 一般管理費、現場管理費については、どの程度の差違だったのか。
- 5 一般管理費、現場管理費についても、国土交通省の基準を採用しているということなのか。
- 6 今回は、農林水産省の施工実績がある業者であったため、履行可能であると判断したということなのか。
- 7 例えば、建築一式工事Dランクの有資格者というのは、総計で何者程度あるのか。
- 8 通常では指名業者数はいくつで設定しているのか。

- 10 そのとおりである。
- 11 そのとおりである。
- 12 そのとおりである。

1 工事担当が、入札業者の積算基礎となる下請業者からの見積書のコピーを徴収し、当方の積算と数量・単価の確認を行っている。

2 業者側の積算数量・単価に差違がなかったと裏付けがとれたところである。

3 当方では、国土交通省が採用している低入札価格重点調査の基準をいっている。例えば、直接工事費をいえる格の75%を下回った場合、予定価格のこのことなどは、直接工事費は、積算比92%であつた。反面、当該費目について重点的に調査を行ったところ。

4 現場管理費は、当方の積算比47%、一般管理費は、当方の積算比22%であつた。

5 そのとおりである。国土交通省で行つて以上の低入札価格特約対象となつても、当方の低入札価格調査にまつているところ。

6 そういった一面もある。加えて、他の公共工事、別の観点からも調査を行っている。

7 都内でも、当該ランクの業者は約250名程度登録されている。有資格者は、日々変動しており、正確な数字は把握できないが現状。

8 都内では通常15者である。本件は、当省の組織再編工事であるということと、閉庁日限定施工であるということとを考慮し、20名

<p>9 今回の審議対象案件として、建築工事と管工事は資料に記載されているが、電気工事は発注しなかったのか。今回の工事では、他の工種に包括されているのか。</p> <p>10 管工事の工期と建築工事の工期が若干違うが、工期設定が違うのはなぜか。また、これらの工事はまとめて発注する場合は、管工事と電気工事をまとめて発注する場合同様に、よっては建築工事も包含で発注することもできなかったのか。</p> <p>11 予定価格で1,000万円以上ということか。</p> <p>12 管工事と電気工事が第1・四半期と第2・四半期に分かれているのはいかがなものでか。</p> <p>13 分離発注についての考え方はどのようなになっているのか。</p> <p>14 本件では、辞退業者数が結果として多い。指名業者数を増やせば更なる競争の可能性があると考えるが、どのような理由で20者としたのか。</p> <p>(3件目の抽出工事関係) 指名競争：合同庁舎(別館) 技術会議事務局 局事務室 電気設備移設工事</p> <p>1 実際に工事を行ったのは2日間だったのか。</p> <p>2 工期設定が2ヶ月あるのか、当然経費もその分を見込んでいるのか。工事期間が短いのが適切なのか。</p> <p>3 そのため70日間分の経費を見込んでいるのか。</p> <p>4 積算のルールに則った場合そうなるのか。</p>	<p>指名した。</p> <p>9 電気工事についても別途発注を行っている。しかしながら、入札結果が低入札となり、契約締結の審議対象案件となる。第2・四半期の審議対象案件となる。</p> <p>10 分離発注を原則としている。目安として工種毎の工事価格で1,000万円を超えた場合には、別件として発注することとしている。</p> <p>11 そのとおりである。なお、建築工事と管工事では、工期の設定がずれたことについては、建築工事は低入札の調査期間が数日に余計に係ったため管工事よりも契約日が遅れている。</p> <p>12 低入札の調査を行うための期間を要したため、結果として分かれてしまった。</p> <p>13 工種別に区分して、原則1,000万円以上となるものについては分離発注としている。分離発注は、中小企業の育成のため、また、公共事業の受注機会の増大のため、中小企業庁の指針として定められているところ。当然指針に基づき、原則分離発注に努めているところである。</p> <p>14 繰り返しになるが、都内での指名業者数は、通常15者程度で行っている。工期内では、しかしながら、本件は、限られた工期内での省内組織再編という重要な工事であること、施工可能日が休日限定となっており、業者側から敬遠されやすいこと等を考慮し、20者を指名業者とすることとした。</p> <p>1 主な施工は2日間だが、事前に行わなければならぬ工事等もある。</p> <p>2 経費の積算は一般の工事として積算している。</p> <p>3 そのとおりである。</p> <p>4 そのとおりである。</p>
--	---

<p>5 今回は調査基準価格を設定しない工事ではあるが、例えばこれほど差があると、実際には調査基準価格の調査はないのか。</p> <p>6 工事の内容は機材を持ち込み取りつける工事なのか。</p> <p>7 概算数量発注は、初めてか。初めてではないかもしれないが、珍しい。</p> <p>8 今回の審議対象案件の中に、変更契約分がないがその理由は。</p> <p>9 概算数量が、変更の結果、数字が変わるのか。</p> <p>10 単価は変わるのか。</p> <p>11 施工図は作成したのか。共通事項に、施工図を作成して作業に当たるとあるが。</p> <p>12 8月1日に組織再編となると作業は厳しいのでは。</p>	<p>5 そのとおりである。</p> <p>6 そのとおりである。事務機の再配置に合わせて、電源及び電話、LANシステムのHABを移設する工事である。</p> <p>7 今回、設計する時間がなかったもので、このような形での発注となった。最終的には設計変更で精算している。</p> <p>8 変更契約分についても、変更契約締結日を基準としてしている。たまたま、第1・四半期内に変更契約がなかったということがある。</p> <p>9 そのとおりである。</p> <p>10 同じ単価である。</p> <p>11 作成したと聞いている。</p> <p>12 そのため早い段階で発注し、事前に現場で調査を行い、施工していると聞いている。</p>
<p>(4件目の抽出工事関係) 指名競争：合同庁舎(本館) 事務室組織再編改修工事</p> <p>1 壁貫通の部位を、レントゲンで非破壊検査をしているが、これはどのような目的なのか。</p> <p>2 なぜ電気工事と分離発注になっっているのか。電気工事の予定価格は幾らぐらいだったのか。</p> <p>3 そのため包含しなかったのか。</p> <p>4 鉄筋等の位置を検査する方法は、レントゲンと超音波による方法があるが、レントゲンが一般的なのか。</p> <p>5 今回の工事で、復旧、塗装は別途工事や、天井張りとは別途工事などと記載されているが、それは同時に行われている建築工事で行われるのか。</p>	<p>1 貫通するに当たり、鉄筋や鉄骨があるのでも、その位置の確認をしている。ダイヤレントカメラで貫通する際には、鉄筋や鉄骨をなるべく切断しないようにするためである。</p> <p>2 1,000万円以上と思われる。</p> <p>3 そのとおりである。また、できる限り中小企業の電気工事業者の入札参加の機会をつくるため。</p> <p>4 空調配管工事の場合には、レントゲンによる方法がとられている。</p> <p>5 そのとおりである。</p>
<p>(5件目の抽出工事関係) 指名競争：動物検疫所成田支所(天浪) 蠶</p>	

長類検疫施設空調設備改修その他工事設計業務

- 1 1回目の指名競争入札では、鹿島建設や大成基礎設計等、ゼネコンや建築設計事務所を指名している。2回目の業者選定の考え方と異なる理由は。
- 2 鹿島建設も建築士事務所として農林水産省に登録されているのか。
- 3 なぜ、1回目から設備設計の事務所を指名しなかったのか。
- 4 今回は、入札を2回目まで行っている。2回目の最低入札価格が540万円で、予定価格が約479万円で乖離幅は大きいとは思われないが、なぜ今回は不調としたのか。
- 5 入札を不調とするのか、それとも不随契に移行するかについて、何かルール等があるのか。
- 6 総合耐震計画基準で構造体のI類あるいはAであるが、これは一番高い水準なのか。これはバイオハザードのレベル3のためこのような基準になっているのか。
- 7 この建物が、原設計のときからそうなっているのか。
- 8 確認だが、これは工事名称が業務名の前にあるが、工事として出す段階では1本で出すということなのか。それとも分割して出すということなのか。
- 10 その他工事とあるが。
- 11 さきほどの続きだが、分割しても1,000万円以上となるが分割はしない。工事費が1億9,800万円と書いてあるが。
- 12 それぞれが超えるのか。
- 13 その場合、電気工事は分離発注しないということなのか。さきほどの話ではないこととなるが、今回は分離発注しないことを前提としているのか。

- 1 他の業務と同様に、1回目は業務実施場所周辺の市町村に所在する有資格者の中から選定を行った。有資格者名簿の中に、鹿島建設や大成基礎設計等が含まれていたためである。2回目の指名については、当該地域を主眼とせず、設備設計事務所に着目した。
- 2 当方の建築士事務所の有資格者として登録されている。
- 3 あくまでもこれまでの業者選定の基本ルールに則ったままである。
- 4 今回の入札では、1回目の最低入札価格が730万円、2回目の最低入札価格が540万円であり、これ以上の価格の引き下げは難しいと判断し、不調とした。
- 5 入札を不調にするか否か、不随契に移行するか否かについて、特段のルールは定めていない。1回目から2回目への最低入札価格の推移や、残りの入札参加者数、指名替えにより再度指名競争入札を行った場合の残りの工期の関係等を総合的に検討した上で、その時々々の状況に依り判断している。
- 6 病原菌類を扱う可能性があるためI類として設計をしている。
- 7 そのとおりである。
- 9 この動物検疫所成田支所については、空調設備工事1本である。
- 10 電気工事と、建築工事を含むためである。
- 11 それは合計の金額である。その中で、電気工事と建築工事の占める部分は、1,000万円を超える。
- 12 建築工事は微々たるものだが、電気工事が1,000万円を超える。建築工事は200万円程度である。
- 13 建物の特殊性や場所の特殊性があるため、一括発注の予定である。

<p>14 レベル3を確保するため責任を一本化する というのか。</p> <p>15 工事監理は別発注するのか。</p> <p>16 そのときは、設備設計業者なのか。</p> <p>17 なぜ清和設備設計を除くのか。</p>	<p>14 そのとおりである。</p> <p>15 今は、監理業務として別発注する予定である。</p> <p>16 設計を受注した清和設備設計を除いた設計会社を指名する予定である。</p> <p>17 原則として、設計業務に携わった業者は監理業務を委託させないことにしている。受注した者は、設計業務は、設計を受注した者に随意契約で委託契約を行っている。</p> <p>18 予算との絡みもあり、本案件については、発注者が行う予定である。</p>
<p>18 今回、設計意図の伝達業務は清和設備設計と随意契約で行うのか。</p>	